

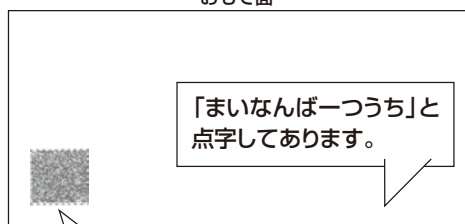
# 個人番号(マイナンバー)が いよいよ通知されます

住民票を有するすべてのの方に数字12桁のマイナンバーが、10月中旬以降順次簡易書留で各家庭に送付されます。4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

## ■送付される封筒(案)



おもて面



「まいなんばーつうち」と点字してあります。

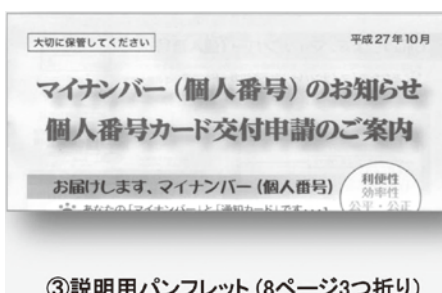
うら面

「音声コード」  
無料アプリ等でもマイナンバーに関する簡単なご案内を音声で聞くことができます。

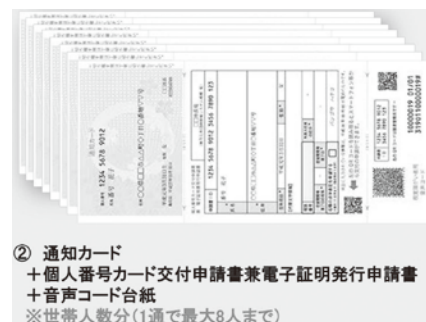
## ■封入されているもの(案)



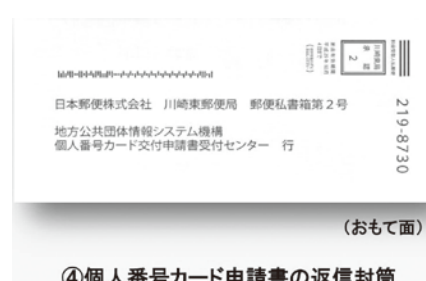
①宛名台紙(お問い合わせ先記載あり)



③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



②通知カード  
+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書  
+音声コード台紙  
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



④個人番号カード申請書の返信封筒

## Point1

### 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

## Point2

### 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
  - 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
  - 説明書
- ※通知カードは大切に保管してください。

## Point3

### 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

- ①郵送で申請 個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ②オンラインで申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

## Point4

### 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が役場の窓口で受け取れます。

無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ①大切に保管していた「通知カード」
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

# 個人番号カードは無料で取得でき、 本人確認に利用できる公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。

## ■個人番号カードの様式(案)



表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真

## プラスチック製



裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。

## 平成28年1月以降、マイナンバーは、どんな場面で必要となります。

### 社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護など

### 税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載など

### 災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続を行うこととなります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

### マイナンバーの問合せ先は、

コールセンター[全国共通ナビダイヤル]0570-20-0178

※9:30~17:30 土日祝日年末年始を除く

または下仁田町役場 住民税務課 住民係 ☎82-2112(直通)